

電気事業託送供給等収支計算規則
事業者設定基準届出書

企 総 託 第 1 号

2023年 7 月 26 日

経済産業大臣

西村 康稔 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目 1 番82号

九州電力送配電株式会社

代表取締役
社長

廣 渡 健

電気事業託送供給等収支計算規則第2条第2項の規定により、別紙のとおり
事業者設定基準を定めたので届け出ます。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）1. に規定する基準

1. 発生の主な原因を勘案して、電灯料、電力料、地帯間販売電源料、地帯間販売送電料（電源線に係る収益を除く。）、他社販売電源料、託送収益（電源線に係る収益を除く。）、事業者間精算収益、電気事業雑収益、遅収加算料金及び社内取引収益を、一般送配電事業等の業務に関する部門（以下「送配電部門」という。）の収益に整理すること。

2. 設定した基準

地帯間販売電源料のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金で手当てされる費用に相当する額、託送収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第13条の3の3第3号の交付金で手当てされる費用に相当する額、及び電気事業雑収益のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金については、送配電部門以外の収益に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金を送配電部門以外の収益に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額及び再エネ特措法交付金として電気事業営業収益に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金がこれまで送配電部門以外の収益に整理されていたことを踏まえると、当該収益を送配電部門以外の収益に整理する必要があることから、上記基準を設定したものの。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）2. に規定する基準

2.（1） 発生 の 主な原因を勘案して、水力発電費、火力発電費（汽力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。）、新エネルギー等発電費、地帯間購入電源費、地帯間購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、他社購入電源費、他社購入送電費（電源線に係る費用を除く。）、非化石証書購入費、送電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、変電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、配電費（電源線に係る託送料及び減価償却費を除く。）、販売費、一般管理費、接続供給託送料、賠償負担金相当金、廃炉円滑化負担金相当金、廃炉等負担金、社内取引費用及びその他を、送配電部門の費用に整理すること。

（2） その他に整理された費用のうち、電源開発促進税、事業税、開発費、開発費償却及び電力費振替勘定（貸方）を、送配電部門の費用に整理すること。

2. 設定した基準

他社購入電源費、地帯間購入電源費及び事業税のうち、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第15条の2第1項の交付金にて手当される費用については、送配電部門以外の費用に整理する。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

「収益認識に関する会計基準」の適用に伴い、再エネ特措法交付金相当額を送配電部門以外の費用に整理する規定は無くなったものの、再エネ特措法交付金相当額として電気事業営業費用に計上されているものがあり、再エネ特措法交付金相当額がこれまで送配電部門以外の費用に整理されていたことを踏まえると、当該費用を送配電部門以外の費用に整理する必要があることから、上記基準を設定したものの。

1. 別表第1（事業者に係る託送供給等収支配分基準）4.に規定する基準

4. 2. 及び3. の規定により送配電部門の費用として整理された水力発電費、火力発電費、新エネルギー等発電費、送電費、変電費、配電費、販売費、一般管理費及びその他の費用について、様式第1第2表により設備別費用明細表を作成すること。

2. 設定した基準

様式第1第2表の「接続供給託送料」と「電源開発促進税」の費用項目の間に、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」及び「廃炉等負担金」の費用項目の入力欄を加える。

3. 事業者の実情に応じた基準により算定することが適当である理由

令和4年3月31日（号外第70号）公布経済産業省令第24号（電気事業法施行規則等の一部を改正する等の省令）に定める様式第1第2表では、「賠償負担金相当金」、「廃炉円滑化負担金相当金」及び「廃炉等負担金」の費用項目の費用を入力する欄が無く、適切な費用整理をする必要があることから、上記基準によることとした。